

第1章 基本的事項

この章では、八代市環境基本計画を策定する背景、目的、位置づけ、対象とする範囲及び計画期間などを明らかにします。

1. 計画策定の背景

本市は、平成 17 年 8 月、八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村の 1 市 2 町 3 村の合併により発足しました。

九州山地帯に見られる広大な森林、八代平野に広がる田園地帯、球磨川や氷川、八代海に見られる豊かな水環境など、本市は多様な自然環境に恵まれ、また、これらの恩恵を享受し、利用しながら、これまで農業や製造業を中心に発展してきました。

しかし、近年の環境問題は、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁や近隣騒音など、都市・生活型公害が顕在化する一方で、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題やダイオキシンをはじめとした化学物質問題など、広範かつ複雑多様化しているのが現状です。

これらの問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に見られるような利便性や快適性を追及してきた結果であり、これまでの公害対策に用いてきた規制的な手法だけでは対応できない状況にあります。

本市の豊かな自然の恵沢を市民がひとしく享受し、かつ、より良い環境を次の世代に引き継ぐためには、市民・市民団体、事業者及び市が本市の環境の現状や課題、それぞれが担うべき役割と責務を自覚し、環境負荷の低減を基調とした取組を総合的な視点から計画的に進めていかなければなりません。

ここに私たちは、各主体とのパートナーシップのもと、良好な環境の保全と創造を図り、将来にわたって持続可能な発展が可能な地域社会を築くため、「八代市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の目的

本計画は、八代市環境基本条例（以下「条例」という。）の基本理念（条例第 3 条）に即し、条例第 9 条の規定に基づき策定するものであり、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項などを定める（条例第 9 条第 2 項）ことにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進していく（条例第 9 条第 1 項）ことを目的としています。

●環境政策の理念（条例第3条）

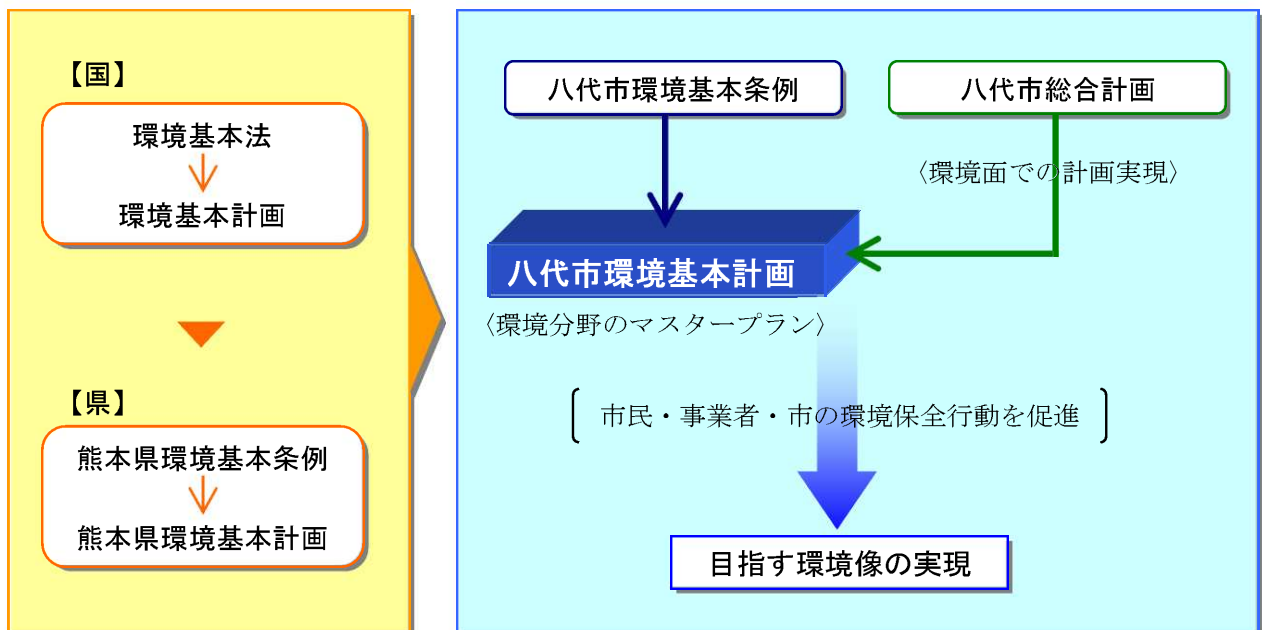
- 1) すべての環境資源の適正な保全と活用を図り、現在及び将来の市民が公平に良好な環境の恵沢を受けながら、継続して生活できるようにしなければならない。
- 2) 生態系への適切な配慮を行い、すべての生命が持続的に生存できる環境の確保に努め、人は自然と共生していかなければならない。
- 3) 地球市民という自覚のもとに、地球環境の保全に関する可能なあらゆる取組みを積極的かつ長期的に推進しなければならない。
- 4) 市、市民及び事業者は、それぞれの責務に合致した主体的な取組みと協働とによって、良好な環境を保全し、及び創造することに努めなければならない。

3. 計画の位置づけ

本計画は、八代市総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、快適な環境の保全・創造を図るための施策の基本となる「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。

また、後述する環境像を実現するために、市民、事業者、市それぞれが取組むべき事項を明らかにするとともに、各主体の活動を環境保全型へと誘導するための指針となるものです。

なお、本計画中の地球温暖化対策に係る部分については、当面の間、温室効果ガスを削減するための地域推進計画として位置づけることとします。



4. 計画の対象

計画の対象地域は、八代市全域とし、市域で解決できない広域的な問題については、関係機関と連携して取り組みます。

また、本計画の対象とする環境の範囲は、山や川、海などの「自然環境」、大気や水、騒音、ごみ問題などの「生活環境・地域環境」、地球温暖化などの「地球環境」とし、更にはこれらの環境を保全していくうえで重要な役割を担う“ひとつづくり”に係る「環境教育・環境学習」を包含するものとします。

5. 計画の期間

平成 21 年度（西暦 2009 年度）から平成 30 年度（西暦 2018 年度）の 10 年間としますが、本市を取り巻く社会環境の変化や科学的知見の進展を踏まえ、概ね 5 年を目途として計画内容の全体的な点検、見直しを行います。

6. 計画推進の主体及び役割

計画の推進主体は、市民、事業者及び市です。それぞれが条例に掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進することとします。

●市民、事業者及び市の責務（条例第 4 条～6 条）

【市民】

1) 市民は、自らが環境に影響を及ぼしていることを深く認識し、その影響の低減が図られるような生活行動への変革に努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参加し、協力する責務を有する。

【事業者】

1) 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずることによって公害を防止するとともに、市の環境施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

2) 事業者は、環境保全に係る法令等に違反しない場合においても、環境への負荷を更に低減するために必要な最善の努力をしなければならない。

【市】

1) 市は、自然的社会的条件に応じて、長期的な視野に立った環境の保全及び創造に関する総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

2) 市は、前項の計画を策定し、これを実施するに当たっては、前条に定める環境政策の理念を基底とし、これを最大限に尊重しなければならない。

3) 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

